

## 福祉医療費助成のお知らせ

問 保険年金課 後期高齢・福祉医療係 ☎ 69-2142 ☎ 63-4618

市では、障がい者やひとり親家庭などの経済的負担の軽減を目的として医療費助成を行っています。



詳しくはこちら



### 受給券・助成券の更新手続きは原則不要です

福祉医療費受給券・助成券は、令和7年度から自動で更新しています。ただし、市で更新に必要な情報が確認できない場合は、個別にお知らせを送ります。お知らせが届いた方は、必ず手続きをしてください。

➔ 審査の結果、対象となる方には、**7月下旬に新しい受給券または助成券を送付します。**

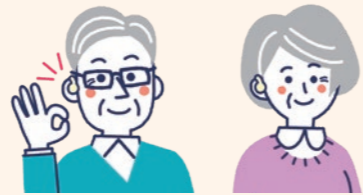
### ！ご注意ください

- 障害手帳等の有効期限が切れている方は、事前に更新手続きをしてください。
- 助成対象者本人、配偶者、扶養義務者、全員の所得申告が必要です。

新たに受給資格に該当すると思われる方  
ご相談ください。

## 会話がもっと楽しくなる毎日へ 補聴器購入の補助金あります！

問 高齢福祉課 高齢支援係 ☎ 69-2164 ☎ 63-4085



**対象** 医師から補聴器使用の必要性を認められた住民税非課税世帯の65歳以上の方  
(他の補助金との併用は不可)

**補助額** 補聴器本体の購入にかかる経費のうち上限2万円  
(ただし、購入にかかる経費が4万円未満の場合は1/2の金額)

※予算額に達した場合は受付を終了します。

※公益財団法人テクノエイド協会が認定した補聴器技能者が在籍する店舗での購入に限ります。

加齢による「聞こえづらさ」  
でお悩みの方は、専門医を  
受診しましょう。

## 最大80万円 空き家解体の補助金あります！

問 申 住宅建築課 空家対策係 ☎ 69-2214 ☎ 63-4601



詳しくはこちら



空き家住宅等の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

### 対象建物※いずれかを満たすこと

- 不良住宅(住める状態ではない住宅)で、市が評定する点数が基準を満たすもの
- 空き家住宅等の除却後の土地を地域活性化のために利用されるもの

### 対象者

- 除却工事を令和9年2月26日までに完了する見込みのある方  
※未相続物件または抵当権が設定されている物件等は、権利を持つ方全員の解体同意書および出生から現在までの戸籍等、家系図が必要です。  
※相続人同士での書類のやり取りが見込まれる場合は、早期にご相談ください。

**募集件数** 5件 **申込方法** 郵送・持参 **申請期間** 6月30日(火)まで

※予定件数を超えた場合は、抽選会を行います。



## 子ども・子育て支援金制度の開始で 国民健康保険税が変わります

問 税務課 市民税係 ☎ 69-2128 ☎ 63-4574



### 子ども・子育て支援金制度とは？

全世代や企業の皆さんから支援金を拠出していただき、それによる子育て世代に対する給付の拡大を通じて、こどもや子育て世代を社会全体で応援する仕組みです。

### 子ども・子育て支援金が充てられる事業

- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付
- 育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除
- こども誰でも通園制度など



詳しくは、こども家庭庁ホームページをご確認ください。



### ● 国民健康保険税の税率

区分	医療分	支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割 (基準総所得金額 ※1 × 税率)	7.35%	2.70%	2.35%	0.27%
均等割 (加入者1人当たりの額)	25,700円	9,900円	10,800円	1,200円 ※2
平等割 (1世帯当たりの額)	20,800円	7,300円	6,000円	700円

※1 基準総所得金額…被保険者ごとの総所得金額から基礎控除額を差し引いた金額の合計

※2 18歳以上被保険者均等割額(1人につき40円)を含んでいます。

令和8年度  
新設

令和8年度国民健康保険税の納税通知書は、6月10日に発送します。

### よくある問い合わせ



**Q** 令和7年度(前年度)より国保税が高くなりました。なぜですか？

**A** 主に次のことが考えられます。

- ① 令和6年と令和7年で所得(※)は変わらないが、子ども・子育て支援金分が増えた。
- ② 令和6年より令和7年の所得が増えた。
- ③ 所得の申告をしていないため、軽減されていない。  
※世帯の合計所得が一定基準以下の場合、国保税が軽減されますが、所得の申告が必要です。
- ④ 年金から差し引かれている方は、月ごとの税額が異なる場合があります。  
年間の合計税額をご確認ください。

※所得…収入から国が定めた控除額を差し引いたあとの金額



その他のよくある問い合わせや試算額については市ホームページをご確認ください。

